

主 な 改 正 事 項

改 正 後 条 項 号	改 正 前 条 項 号	改 正 事 項 の 概 要
(削除)	第 2 編第 3 条	みりんの定義におけるぶどう糖及び水あめの使用量の規定を整備した。
第 3 編第87条の 3	第 3 編第87条の 3	租税特別措置法の一部改正に伴う同法第87条の 3 の規定の適用を受ける合成清酒等の適用要件であるアミノ酸等の測定方法等の取扱いを規定した。
第 8 編第 1 章第86条の 5	第 8 編第 1 章第86条の 5	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴う租税特別措置法第87条の 3 の適用を受ける合成清酒等の表示の取扱いを定めるとともに、製造場等の所在地を記号で表示する場合の表示方法についての規定を整備した。